

巻頭言

私にとっての涉外業務

司法書士・行政書士(大阪会)

櫻井 恵子

令和最初の巻頭言を涉外協になんら貢献していない者が書くことをお許しください。涉外協への入会歴は二十数年と長いものの、皆様のご苦労された企画に乗っかり、海外研修5回(瀋陽、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム)、東京や神戸の研修に十数回、夏季セミナーに数回参加させて頂き、ご迷惑を掛けながらメリットだけを享受してきた者です。ただ、還暦もとうに過ぎ、こんな私でも涉外協のお蔭で40年近く涉外業務をやってきましたので、若い皆様のご参考になればと思い筆を取りました。

私は米軍基地のある岩国市で生まれ、クラスの中にはフルブライト交換留学生として米国に行った友もおりました。私も短期間でしたが米軍基地内の若い夫婦の家にホームステイをさせてもらったことがあります。丁度その時に、彼らが迎えた養子に私と同じ、KEIKOという名前をつけてくれました。そんな環境の中で育ったせいか、英語を話せるようになりたい、外国に行きたいというあこがれは昔から懐いておりました。しかし、勤勉でもなく、英語は苦手なまま司法書士になりました。ところが、夫が外資系のX銀行に勤めていた関係で、開業早々に甲国の領事館の移転に伴う、土地建物の売却、土地の購入、建物の保存、甲国所有物件にX銀行が所有権移転請求権仮登記をするという登記が舞い込みました。甲国の資格証明は？印鑑証明は？権利証は？評価証明は？国だから嘱託登記？分からないことばかり！…それが涉外登記との出会いです。そのご縁で、X銀行の顧問弁護士(東京)から、X銀行はじめ外資系企業の大阪での登記の代理申請(当時は、郵送、オンライン申請はできませんでした。)の依頼が始まりました。商業登記がほとんどでしたが、登記申請の仕方、英語の議事録や宣誓供述書の作成の仕方等、とても勉強になりました。その内に、外資系繋がりで他の外資系

銀行、企業、公認会計士、弁護士からボツボツ仕事が入るようになりました。

また、私の事務所は大阪の繊維問屋の町、船場にあります。戦後、インド人やタイ人が日本にやってきて、高級な生地を中東に輸出してひと財産を築きました。そして、彼らの多くは船場にビルを、神戸に自宅やマンションを建てて暮らしております。彼らの経営する会社のことや自身の相続、遺言の相談も増えていきました。20年前からは中国や韓国から日本に進出する企業の、会社設立、在留資格の取得、許認可の取得等の依頼がくるようになりました。入管業務が分からないと会社設立時の適切なアドバイス(資本金の額、出資金の出どころの証明、本店は自宅とは別の所在に等々)ができないので、死蔵していた行政書士登録を行い、入管手続研究会に入会し申請取次の試験(以前は試験でしたが、今は研修を受けるだけです。)を受け、ワンストップでお手伝いできる体制を整えました。涉外業務をするために在留資格の知識は不可欠のように思います。外国人にとっては登記と在留資格の問題は絡み合っていることが多く、1年間の日本での滞在日数、赤字経営を続けることのリスク、外国人を雇用する時の注意点等、登記だけでなく幅広いアドバイスが求められます。逆に、それができれば、信頼関係が強まり、継続的なお付き合いができます。

これまで積極的に営業をしたことはありませんが、外国人は日本でコミュニティを作っていますから、紹介、紹介で涉外関係の仕事はコンスタントにあります。英語の必要性は強烈に感じつつ、怠惰であることを棚に上げて語学の才能はないと早々に諦め、私は日本語を提示して出来上がった英文のチェックをするだけ、もっぱら、銀行を退職した夫(補助者登録はしています)や英語の得意な補助者に英文の作成はしてもらうというスタイルで業務

をしてきました。さすがに英語のできないもどかしさは痛感しましたが、自分が努力をしようという方向には向かわず、子供をインターナショナルスクールへ通わせるという思いに至りました。お蔭で子供はネイティブ並みに英語ができるようになりましたが、司法書士に見向きもせず、理科系の道に進みました。ただ、中学生のころから各国の法律のネット検索等は手伝ってもらっています。最近では、山北先生や吉田先生の涉外関係の本が発行され、とても重宝しております。業務は行き違いがあるといけませんので記録の残るメールでのやり取りがほとんどで、しゃべることは余りありません。もっとも、私の顧客は日本で活躍されている外国人や日本で起業をしようという外国人で、日本語が上手な方が多いです。

涉外登記は登記官が何に疑問を感じるか考えて、必要十分と思われる資料や上申書を添付して申請するようにしています。涉外登記の前提で、相続放棄(アメリカ在住のアメリカ人)、放棄の期間伸長の申立(被相続人がアメリカ人)、遺言書の検認(インド、アメリカ、シンガポールで作成された遺言書)、不在者の財産管理人の選任申立(オーストラリア人、インド人)等の手続を家庭裁判所へしたことがあります。法務局以上に各国の根拠条文を出すように言われます。審判が出るまでに通常の審判では考えられないほど、時間が掛かりました。裁判所書記官をされていた伊藤桂司先生のアドバイスや資料には随分助けられました。涉外事件は後回しにされるので急ぎであることを告げること、時々進捗状況を尋ねることもポイントです。英米法系の国の遺言は検認の手続が必要なので、日本に永住している外国人には日本の財産については日本の公証役場で公正証書遺言や死因贈与契約書を作成するようアドバイスしています。被相続人の国籍がフランス、イギリス、ドイツ、ノルウェー、アメリカ、インド、韓国、台湾、中国、オーストラリアの相続に携わり、色々な国の相続証明書を見てきました。フランス人が持っていた家族証明書は歴史が読み取れ興味深いものでした。イギリスからは代襲相続人である未成年者の親が親権を止められ後見人が就いているという裁判所の書面が送られてきたこともありました。最近では海外での預金、特許、株の相続のためや外国にある日本の子会社の現地での手

続きのために、外国の官庁や金融機関等への提出書類(相続証明書類、会社の登記事項証明等を英文で作成してアポステューユや領事認証を取得)の作成をして欲しいという依頼も増えてきました。

涉外登記は1、2年かかることもあります。採算は？と問われれば「？」ですが、一筋縄ではいかない工夫の余地がある面白さと、外国人と出会える楽しさを感じています。開業当初は不動産登記が9割、バブル崩壊後は不動産登記と商業登記が半々、最近ではもっぱら後見業務が中心ですが、涉外業務は小さい事務所から世界を覗ける扉となっています。色々なことを四苦八苦しながらやることが、落ち込むことも飽きることもなく生き甲斐を感じつつ長きに亘り仕事を続けられてきた秘訣かと思っています。

海外研修に参加させていただくたびに、若い会員のもはや司法書士の枠にとらわれない行動力、素晴らしい活躍に感服するとともに、司法書士の将来への希望を感じます。しかし、司法書士界全体を見ると一抹の不安を感じます。大阪では毎年外国人のための「1日インフォメーションサービス」が行われています。14分野の専門家が相談に乗ります。主催の連絡協議会のメンバーに弁護士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会は入っていますが、司法書士会は入っていません。多くの外国人は在留資格、国籍関係、相続等の法律相談は他土業のところへ行っています。今年4月から入管法の大改正があり外国人は増加の一途を辿ると考えられます。外国人(法人)による不動産取引、会社設立だけでなく、在留資格、帰化、国際結婚、離婚、認知、養子縁組、相続、後見等の生活者としての問題は当然増えてきます。司法書士界全体として外国人(法人)の相談に応じられるような体制を作っていかなければ社会の流れから取り残されるかもしれません。幸い涉外協は司法書士だけでなく石田先生はじめ他土業のメンバーの方から多くのことを学べます。将来、涉外協のメンバーが司法書士界を新たなステージに牽引していってくれるのではないかと期待しています。

令和の幕開けにあたり、涉外協の益々の発展と会員の皆様のご活躍を願っております。